

INFORMATION

市役所からのお知らせ



川が好き
川にうつった空も好き
私たちにたくさんの恵
みをあたえてくれる川
に感謝して、みんなで
きれいにしましょう。

秋田河川国道事務所
秋田県 秋田市

7月は河川愛護月間



祝日の ごみ収集

7月17日(月)の「海の日」は、**家庭ごみ**と**資源化物**を収集します。収集日にあたる地区のかたは忘れなく。

問い合わせ 環境業務課
tel(863)6631

1 アスベストの家庭用品は8月から普通の金属類として収集

昨年12月から、アスベストを含む家庭用品は、金属類のごみ収集日に「アスベスト」と書いた袋に入れてもらい、他の物と分けて収集しています。

このたび、普通の収集方法で安全性に問題がないことが確認されましたので、8月2日(水)からは、すべて「金属類」として収集します。他の金属類ごみと同じように、資源化物用ごみ袋に入れて、収集日に集積所へ出してください。

問い合わせ 環境業務課

tel(863)6631

2 国保の標準負担額減額認定証の更新手続きは8月1日から

国民健康保険の加入者で、市民税非課税世帯の70歳未満のかたは、「標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時食事代の自己負担額が軽減されます。

す。現在お持ちの認定証は、7月31日(月)で期限が切れます。8月1日(火)から有効な新しい減額認定証の交付手続きは、8月1日から受け付けますので、該当するかたは手続きをしてください。

なお、平成17年中の所得で判定しますので、所得状況によっては、今まで該当しなかったかたに交付する場合があります。今まで持っていたかたでも該当にならない場合があります。

受付場所 国保年金課 番窓口、河辺・雄和市民センター 国民健康保険被保険者証を持っておいください
《お知らせ》入院時食事代の自己負担額が変わりました

4月1日から「1日あたり」の額ではなく、「1食あたり」の額に変わり、左表のようになります。

入院時食事代の自己負担額 1食につき

70歳未満のかた

市民税課税世帯(一般)	260円		
市民税非課税世帯	前12か月の入院日数	90日目まで	210円
		91日目から	160円

昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上のかた

市民税課税世帯(一般)	260円			
市民税非課税世帯	区分II	前12か月の入院日数	90日目まで	210円
			91日目から	160円
	区分I			100円

問い合わせ 国保年金課

tel(866)2098

3 障害のあるかたの所得状況届を忘れずに

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)分を受けているかたは、所得の状況届を提出してください。詳しくは、7月末に各受給者に郵送でお知らせします。

受付期間 8月10日(木)から15日(火)までの平日、午前9時～午後5時

受付場所 市役所2階の正庁
問い合わせ 障害福祉課

tel(866)2093

4 中山間地域等直接支払制度を2集落で実施

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加などにより、洪水防止など農用地の多面的機能が低下することを防ぐため、中山間地域の農家に交付金を交付する制度です。

秋田市では、平成17年9月に金足黒川・浦山の2集落の集落協定が認定を受け、協定に基づいて、水路や農道の維持管理、周辺林地の下刈りなどの作業を共同で行っています。

農地面積合計/6万1千294㎡
交付金額合計/39万2千258円

問い合わせ 農村振興課地域農業推進室
tel(866)2462



Look! 消防団消防操法大会にご声援を！ 7月23日(日)午前9時から、御所野の中央老人福祉エリア内に新設された秋田市消防訓練場で開催。みなさんのご声援をお願いします。市消防本部警防課tel(823)4243

浜田浜では海水浴ができません

浜田浜海水浴場は、波打ち際に砂が堆積し、浅瀬が少なくなったため、安全な海水浴ができなくなりました。そのため、今シーズン、海水浴場はオープンしません。なお、海の家は平年どおり営業しています。

下浜海水浴場と桂浜海水浴場は7月8日から海開きしています。商業観光課tel(866)2112

情報公開、個人情報保護のご相談は市民相談室へ

市では、より公正で開かれた市政を進めるため情報公開制度を設け、市が保有する情報を広く公開、提供しています。また、個人情報保護制度では、市が保有している個人情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定め、自己の個人情報の開示、訂正および利用停止請求をする権利を保障しています。情報公開や個人情報についての相談や開示請求は、市役所1階の市民相談室で受け付けています。

また、市民相談室、河辺・雄和市民センターにある資料閲覧コーナーでは、市政に関する資料や各種刊行物を自由にご覧いただけます。昨年度の利用者は約7,500人でした。

平成17年度の処理状況

公文書 開示請求	請求 件数	処理状況				取り 下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	
	46	14	22	1	7	2

開示請求のおもな内容...教科用図書の採択に関するものなど

保有 個人情報 開示請求	請求 件数	処理状況				取り 下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	
	19	14	4	0	1	0

開示請求のおもな内容...カルテに関するものなど

保有個人情報 利用停止請求	請求 件数	処理状況			取り 下げ
		停止	部分停止	不停止	
	3	0	0	3	0

公文書の開示を請求できるかた

市内に住んでいるかた 市内の事務所に勤務している
かた 市内に事務所のある個人や法人、団体 市内の
学校に在学しているかた 市が行う事務事業に利害関係
のあるかた 市が保有している自分の情報の開示請求な
どは、誰でも行うことができます。

制度の対象となる機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会

対象となる公文書

制度の対象となる機関の職員が仕事で作成したり、取得した文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録(磁気テープ、磁気ディスクなど)などで、平成10年4月1日以降に事務処理が終わり、管理しているもの

電磁的記録は、平成17年7月1日以降のもの

問い合わせ 市民相談室情報公開担当tel(866)2272



新しい助役に

おおやま 幹弥 氏

6月30日で退職した相場道也氏の後任として、前総務部長の大山幹弥氏が助役に就任しました。発令は7月1日、任期は4年です。

大山助役は総務・財政・福祉保健関係部門などを担当し、飯塚明助役とともに市長を補佐します。

略歴 昭和23年4月22日、旧河辺町生まれの58歳。昭和49年、学習院大学法学部卒業後、秋田市役所に入所。行政改革推進室長、福祉保健部長、財政部長、総務部長などを歴任。

5

雑草を刈り取って まちを美しく

7月21日(金)〜31日(月)は、除草運動強調期間です。まち中の空き地に生い茂る雑草は、美観を損なうだけでなく、蚊や蛾などの害虫の発生源になったり、また、乾燥した雑草が火災の原因になったりします。空き地に生い茂る雑草は、所有者、管理者が刈り取って、環境美化に努めましょう。

なお、刈り取った草は、できるだけ乾燥させて、秋田市指定ごみ袋に入れ

て処理してください。また、草刈り機を無料で貸し出しますので、希望するかたはアメリコ防除対策室分室へご連絡ください。☎(823)3061

刈り取った雑草の処理

直接、総合環境センターへ搬入する
場合：処理手数料10*につき90円。利用時間は、月・土曜日(祝日を除く)の午前8時〜午後4時30分
業者に搬入を依頼する場合は：市の許可を受けた業者を紹介しますので、左記へお問い合わせください。ただし、処理手数料と収集運搬費がかかります
問い合わせ 公園課公園施設管理センター ☎(866)2445

6

都市計画道路事業の 図書をお見せします

秋田市計画道路事業新都市大通線(上北手猿田字堤ノ沢)上北手猿田字寺ノ沢、上北手雄和線(上北手古野字台)上北手猿田字寺ノ沢の事業計画が認可されました。関係図書を平日の午前8時30分から午後5時15分まで、市役所4階の道路建設課でお見せしています。直接当課へお越しください。
問い合わせ 道路建設課
☎(866)2133